

様式第六（第十六条，第十六条の二，第九十九条，第百条，第百十四条の六十九，第百十四条の七十，第二百二十七条，第三百三十七条の六十五，第三百三十七条の六十六，第七百七十四条，第七百七十六条，第九百九十五条，第二百六十五条，第二百六十五条の二，第二百六十五条の

従たる登録販売者（店舗管理者以外の登録販売者）の
転出・転入があった場合の記載例

変 更 届 書

業 務 の 種 別	店舗販売業		
許可番号，認定番号又は登録番号 及び年月日	L-0000 平成30年10月1日		許可証の有効期間の開始日 「平成〇年〇月〇日から」 の年月日を記載してください。
薬局，主たる機能を有する事務所， 製造所，店舗，営業所又は事業所	名 称	〇〇ドラッグ〇〇店	
	所 在 地	高知市〇〇町〇丁目〇-〇	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	従たる登録販売者	土佐 花子 (〇〇時間/週勤務)	- 高知 太郎 (〇〇時間/週勤務) 龍河 洞子 (〇〇時間/週勤務) 桂 浜美 (〇〇時間/週勤務) 研修中 規則第15条第2項（研修中の登録販売者） に該当する登録販売者については、「研修中」 と記載してください。 次ページ「注意点」を参考にしてください。
変 更 年 月 日	令和〇年〇月〇日 変更が生じた年月日を記載してください。		
備 考	転出：土佐花子 転入：高知太郎，龍河洞子，桂 浜美 平成26年6月12日以降，「別紙3 業務体制の概要」を提出し，その内容に変更が全く無い場合は，「別紙3 業務体制の概要」は省略できます。 この場合，「平成〇年〇月〇日に提出した，『別紙3 業務体制の概要』に変更ありませんので省略します。」と備考欄に記載してください。		

上記により，変更の届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

変更後，30日以内に
届出をしてください。

住 所 （法人にあつては，主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては，名称及び代表者の氏名）

〒780-0000
高知市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇



担当者氏名，連絡先：〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇

高知市保健所長 様

注意点

注：研修中の登録販売者については、(研修中)と記載してください。

研修中の登録販売者とは、規則第15条第2項に該当する登録販売者のことで、具体的には、薬局、店舗販売業（薬種商販売業）又は配置販売業で①「一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で実務に従事した期間」と②「登録販売者として業務に従事した期間（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む）」の期間を通算して過去5年間のうち2年未満の登録販売者のことです。

平成27年度 の試験合格者 ⇒ 平成27年8月1日時点で 過去5年間で1年以上の 実務・業務経験の有無	経験有り⇒(研修中)の記載はしないでください。 注：販売従事登録後、平成28年7月31日までは一定条件下で店舗管理者や店舗管理代行者になることができます。 平成28年8月1日以降で、過去5年間で2年以上の実務・業務経験がある場合は、引き続き一定条件下で店舗管理者や店舗管理代行者になることができます。 ただし、平成28年8月1日以降で、過去5年間で2年以上の実務・業務経験がない場合は、研修中の登録販売者（規則第15条第2項に該当する登録販売者）として取り扱われますので、この場合は (研修中)の記載が必要です。 また、研修中の登録販売者は、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなりませんのでご注意ください。
	経験無し⇒(研修中)の記載が必要です。 注：研修中の登録販売者（規則第15条第2項に該当する登録販売者）として取り扱われ、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなりませんのでご注意ください。
平成21年度～平成26年度 の試験合格者 ⇒	(研修中)の記載はしないでください。 【令和3年8月1日まで】 注：販売従事登録後、令和3年8月1日までは、過去の状況に関わらず、引き続き一定条件下で店舗管理者や店舗管理代行者になることができます。 ただし、令和3年8月2日以降は、過去5年間で2年以上の実務経験がなければ、研修中の登録販売者（規則第15条第2項に該当する登録販売者）として取り扱われますので、この場合は (研修中)の記載が必要です。 また、研修中の登録販売者は、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなりませんのでご注意ください。